

各部課長等 各位

企画調整部長 佐藤 喜仁

令和4年度予算執行方針について(通知)

にかほ市財務規則第13条の規定に基づき、次のとおり令和4年度予算執行方針を定めたので通知します。予算執行方針の趣旨を貴所属職員に周知徹底するとともに、予算の適切・適正な執行に努めるようお願いします。

○予算編成及び財政見通し

令和4年度の一般会計予算は、人口減少克服に向けた対策及び新型コロナウイルス感染症対策に継続して取り組むと同時に、収束後を見越して国・県の経済対策等と連動した取組みや、「第2次にかほ市総合発展計画(後期基本計画R4~8)」、「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策を推進するものとし、市長の2期目公約(7分野25項目)の実現に向けた事業を軸に予算配分を行い、予算総額を対前年度比11.5%増(以下、増減はすべて対前年度比)の155億5,000万円と定めたところである。

予算編成にあたっては、本市の最重要課題である人口減少の速度を緩やかにするとともに、地域活力の維持増進・市民福祉の向上を目指し、市の将来を見据え、真に必要とされる施策の推進、加速化を図っている。

予算概要は、歳入では、市税を20.8%増の27億817万9千円(令和3年度の決算見込額と同額程度)、地方交付税は普通交付税を昨年同額の50億円、特別交付税を100万円増の2億2,500万円、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債については、国の地方財政計画において大幅な発行抑制が示されていることから、65.9%減の2億3,457万9千円など見込み、財政調整基金からの繰入れを除く一般財源総額を0.6%増の91億3,034万9千円としている。

次に、歳出では、人件費を1.1%減の25億21万5千円、扶助費を0.7%減の23億2,586万9千円、公債費を3.9%増の17億2,103万5千円とし、これら義務的経費の予算総額に占める割合は42.2%となった。昨年度に比べ構成比は減少しているものの、予算措置額は微増しており、財政の硬直化に陥らぬよう、引き続き留意が必要である。このほか、投資的経費では、公共施設に係る大規模改修や大型事業の着手などにより、50.3%増の14億8,473万3千円、ふるさと納税の増収見込みによる関連経費の増加や、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施などにより、物件費を19.1%増の32億4,745万1千円などとしている。

以上により財源調整等を行った結果、令和4年度予算における財源不足額は、3億5,000万円となっている。

今後の財政見通しとしては、歳入では、市税において緩やかな回復傾向が見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として不透明な状況にあるほか、中長期的には人口減少による税収減は避けられず、臨時財政対策債の発行抑制により実質的交付税の増加も見込めない。他方、歳出では、少子高齢化の進行などによる社会保障費の増加や公共施設等の老朽化対策等経費の増大に加え、新型コロナウイルス感染症対策の継続、国の推し進める地域社会のデジタル化・公共施設の脱炭素化の取組みの推進など、新たな行政需要への対応も必要とされる。

こうした状況を踏まえ、引き続き、歳入確保と歳出抑制に取り組むとともに、効率的かつ効果的な予算執行に努めるものとし、予算執行にあたっては、以下の基本方針により適宜・適切に対応するものとする。

○予算執行における基本的姿勢

(1)「協働のまちづくり」の推進

「にかほ市自治基本条例」のもと、職員一人ひとりが市の基本理念及び市の果たすべき役割、責務などを十分認識し、『市民との協働によるまちづくり』を積極的に推進する。

(2)「第2次にかほ市総合発展計画」の着実な推進

令和3年度に策定した今後5年間の政策の柱となる後期基本計画に基づき、諸課題に積極的に対応するとともに、その他の施策についても着実に推進するものとする。また、「第2期にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策を重点施策と位置づけ、基本目標とSDGsの達成を常に意識しながら、引き続き、課題解決に向けて取り組む。

(3)行財政改革の推進

「にかほ市行財政改革大綱(第4次)」に掲げる「組織改革の実施」、「財政運営の改革」、「地域協働の推進」の3点を改革の柱に据えて重点的に取り組む。

(4)予算の効率的な執行

最少の経費で最大の効果を挙げること(地方自治法第2条第14項)を基本に、より一層の経費縮減に努めるとともに、計画的、効果的かつ効率的に事業執行すること。

(5)事業財源の確保

職員一人ひとりが事業財源を自ら捻出するという意識を持ち、財源確保に努めること。

(6)新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス対策については、引き続き、「適時適策」を念頭に、状況に応じて早急な対応を講ずる。必要に応じて、緊急的な補正予算の編成も視野に入れること。

○予算執行における留意事項

1. 全般的事項

- (1) 施策の推進にあたっては、関係団体をはじめ市民に広く周知し、十分に理解と協力を求めるとともに、効率的な予算執行を図るため、事前に関係部課等との十分な連絡調整を行い、執行にあたって支障のないよう対応すること。また、「第2次にかほ市総合発展計画」及び「第2期にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況を常に意識し、重要業績評価指標(KPI)の目標達成に向け、工夫と改善を加えながら、より効果的な事業執行に努めること。
- (2) 予算の執行にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の再精査を行った上で年間執行計画を作成し、予算に計上した事業の目的が十分に達成できるよう、適正な執行を図ること。また、市民との関わりのある予算については、市民の意見を広く聴き、協働の考え方を取り入れる工夫をした予算執行に努めること。
- (3) 補助事業等については、国・県の施策見直し等により、補助金等の特定財源が当初見込みよりも減額される見通しとなった場合には、原則として当該事業は執行停止とする。少額でも一般財源へ振り替わる場合には、必ず、事前に財政課長と協議すること。
- (4) 補助事業等の執行にあたっては、補助基準、条件等の遵守を徹底し、常に財源を意識した事業執行に努めること。
- (5) 投資的事業については、国・県の動向に十分に留意し、コストの更なる縮減等を図り、他の工事との関連、実施時期等を見極め、円滑・着実な執行に努めること。
最終工期は、令和5年3月15日(水)とする。工期の遅れ等により年度内完成が危ぶまれるものについては、その事態が判明した時点で、速やかに財政課長と協議を行い適切に対応すること。
やむを得ず予算の繰越を行う場合は、繰越明許費によることを原則とし、3月補正までに予算措置を行うこと。事故繰越は、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故(災害等)のため年度内に支出が終わらなかったもののみが対象であることに十分留意すること。
- (6) 令和3年度から令和4年度への繰越明許費については、早期に適正な執行及び完了に努めること。
- (7) 財務規則第117条(随意契約によることができる場合)の上限額を超える契約は、原則として競争入札による契約とすること。
- (8) ウィズコロナ、ポストコロナ時代に対応した新しい働き方を推進することとし、テレワークの検討、Web会議の活用などに積極的に取り組むこと。
- (9) 監査委員による指摘事項(決算審査、定期監査等)は、改善のうえ、適正な執行に努めること。

- (10) 予算執行時に事業内容の変更や新たな予算措置(緊急を要するもの)が必要となった場合には、速やかに財政課長と協議すること。なお、議会会期中においては、補正予算の専決処分はあり得ないほか、予備費の使用は原則として認められない。

2. 歳入に関する事項

- (1) 市税及び国民健康保険税等の徴収については、現年課税分の納期内納入に努めるとともに、県との連携や収納対策推進本部による全庁的な取組みなどにより、滞納整理を促進し、一層の収納率向上に努めること。また、滞納整理による不納欠損等については、法令に基づき適正に対応すること。
- (2) 各種負担金・使用料等については、常に納期内納入に努め、未収金が発生しているものについては、徴収の取組みを強化し、収納率の向上に努めること。
- (3) 国・県の補助金については、制度改正等、常に動向を的確かつ速やかに把握するため情報収集に努め、最大限の確保を図るために適切な対応を執ること。
- (4) 所管する市有財産を有効活用し財源を確保する取組みを継続すること。
- (5) ふるさと納税の取組みを強化するとともに、広告収入やクラウドファンディングの導入など新たな財源について、積極的に検討し、財源確保に努めること。
- (6) 歳入予算の調定については、財務規則を遵守し、手続き、時期等、的確に行うこと。
- (7) 歳入全般について、最低限、予算計上額を確保するとともに、さらに増収に努めること。

3. 歳出に関する事項

- (1) 委託事業については、実施時期、費用対効果等を検証し、効率的な執行に努めること。指定管理者制度を導入した施設については、適切な管理運営が行われるよう対応すること。
- (2) 事業の進捗に大きな影響を与える各種調査・設計委託等については、翌年度の予算編成に支障をきたさないよう早期発注・早期完成に努めること。
- (3) 補助金等の交付にあたっては、事業内容を精査し、にかほ市補助金等の交付に関する規則及び各交付要綱等により適正に執行するとともに、最も効果的、効率的に実施されるよう対応すること。実績報告書は遅滞なく提出するよう指導するとともに、経理、使途、成果等を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこと。
- (4) 時間外勤務手当については、ノー残業デーの徹底、代休制度の活用を図るとともに、課長、班長が常に職員の業務内容を把握しながら、事務改善等により削減に努めること。

- (5) 「予算を使い切る」という概念を払拭し、効率的な予算執行や契約請差等により不用となった予算は、減額補正あるいは不執行とすること。なお、止むを得ず執行しなければならない場合は、事前に財政課長と協議すること。
- (6) 工事の発注や備品購入等については、地域経済対策の観点から、これまでと同様に、市内企業(業者)への受注機会の確保に努めること。
- (7) 「にかほ市障がい者就労施設等優先調達方針」により、同施設への発注に配慮すること。

4. 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、独立採算性の原則に則り、一般会計からの繰入金などに依存することなく、健全財政の保持と効率的かつ効果的な事業運営に努め、積極的に歳入確保を図るなど、経営的な視点を持って執行に努めること。

5. 予算配当

財務規則第15条の規定に基づく歳出予算の配当は、年度当初における全額配当とする。

以上